平成25年度 第1回 西条市子ども・子育て会議記録																	
盟	催年	E B	日	開 会 平成25年11月8日(金)								<u>/k</u>	午後	7	時 ()	0分	
נדכו	IE T	гл		中成25年11月6日(金) 閉 会							호	午後 8時11分					
開催場所				西条市庁舎本館5階 大会議室													
出	席	禾 安	員	会	長	菅	野	良	昭	副	会	툿	森	Щ	昌	美	
				渡	部	美 穂		2	天 野	7	幸		森	澤	賀緒	理	
				木	場	龍 真		7	大 澤	星星	! 香		越	智	妙	子	
				河	本 =	千恵子		<u>‡</u>	鱼 鸠	i f	枝子		宮	島	<u> </u>	郎	
				髙	橋i	道 夫		J.	第 川	み	とさ		月	浅	眞由	美	
					·- 1							_					
欠	席	委	員	- 髙		审 晃 											
					な			<u> </u>									
傍	聴		者														
								 									
				 市	長	青	 野		勝	保健	福祉音	 『長	佐。	々木		<u> </u>	
	明 <i>(</i> ;			女性児童福祉	止課長	西西	JII				教育調		岡		敏	夫	
				保育児童	係長	寺	岡	祐	基	学 :	務 係	長	上	野	友	治	
出 	席し	、た											<u> </u>				
事	丞 女 ⋿	三 班址	員	女性児童福祉課	副課長	坂	本	-	真								
	7分 万	可収															
			件	1 西条市子ども・子育て会議について													
				① 会長及び副会長の選出について													
付				② 西条市子ども・子育て会議傍聴要領(案)について													
	議	事		③ 西条市子ども・子育て会議の概要について													
				2 子ども・子育て支援新制度の概要について													
				3 西条市における子育て支援の現状について													
				4 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査について													
				5 その(111												

開会

1 委嘱状交付

【青野市長より委嘱状交付】

2 市長挨拶

【青野市長より挨拶】

3 委員紹介

【委員 自己紹介】

事務局紹介 他

【事務局職員 自己紹介】

○ 坂本女性児童福祉課副課長 本会議は「子ども・子育て支援法」第77条第1項 に規定されている合議制の機関として設置されたものであり、同法第61条で義 務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に関することに ついて、市長より諮問を受けていることを報告する。

- 4 議題協議
- (1) 西条市子ども・子育て会議について
- ① 会長及び副会長の選出について
- 坂本副課長 会長・副会長の選出を議題とする。

「西条市子ども・子育て会議条例」第5条第1項の規定に基づき、本会議の会 長及び副会長を選出いただきたい。

同条第2項の規定により、会長及び副会長は委員の皆様方の互選によることと されているが意見はないか。

なければ事務局より提案をさせていただいてよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 坂本副課長 事務局案として、児童福祉・幼児教育等に対する専門的なご識見や

多くのご経験等を踏まえ、会長に西条市保育協議会会長の菅野良昭委員を、副会 長に西条市民生児童委員協議会主任児童委員部会長の森山昌美委員を、それぞれ お願いしたいと存じるが如何か。

(拍手をする者あり)

○ 坂本副課長 お二方には、お力添えを賜るようお願いを申し上げる。

② 西条市子ども・子育て会議傍聴要領(案)について

〇 菅野良昭会長 (会長就任の挨拶)

早速協議題の審議に入る。まず、「西条市子ども・子育て会議傍聴要領(案)」を議題とする。

事務局に説明を求める。

○ 西川女性児童福祉課長 「西条市子ども・子育て会議傍聴要領(案)」について 説明させていただく。

現在、全国的に行政の透明性の向上を図るともに、開かれた行政を推進するため、行政の附属機関等の会議についても公開する動きが顕著となっている。

国の「子ども・子育て会議」や全国のほとんどの自治体の「子ども・子育て会議」も公開をしており、西条市では附属機関等の会議の公開に関する規定がないため、今回この要領を独自に策定し会議を公開しようとするものである。

要領では、会議の公開方法、公開手続き、傍聴者の順守事項等を規定しており、 第4条第5号において会議内容が個人情報などの非公開とすべき事項を審議す る場合は、傍聴者は退場しなければならないとの規定も設けている。

また、会議の活動内容については、市のホームページなどを利用して、広く市 民に公開することとしており、皆様方のお名前や所属等を記載した委員名簿、さ らには、本日の会議でのご意見や協議経過等についても、発言者のお名前を掲載 した会議録を公開したいと考えているので、あらかじめご了承いただくようお願 い申し上げる。

○ 菅野会長 事務局から説明があったが、本件について質問や意見はないか。 なければ、「西条市子ども・子育て会議傍聴要領(案)」及び会議録等の公表 について、承認される方は挙手を願う。

(賛成者举手)

○ 菅野会長 挙手多数である。よって本件は承認いただいたものと認める。

③ 西条市子ども・子育て会議の概要について

○ 菅野良昭会長 「西条市子ども・子育て会議の概要について」を議題とする。 事務局に説明を求める。

○ 西川課長 「西条市子ども・子育て会議の概要について」説明を申し上げる。

子ども・子育て会議の位置付けは、「子ども・子育て支援法」第77条第1項の 規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置されているものである。

会議の設置目的は、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「子ども・子育て支援事業計画」等に反映させるために意見を求めるものである。また、新制度に基づく子ども・子育て支援策を、西条市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施させるために調査審議するものである。

具体的には、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定が全国の市町村に義務付けられ、これが平成27年4月に施行される。この計画を作る際には、ニーズ調査を行いこれに基づき事業計画を策定することになる。そのニーズ調査の結果を基に、保育所や幼稚園などの施設や、子育て支援事業などの量的見込み、提供体制の確保をどうするのかという、サービスの内容と提供時期を、子ども・子育て会議で協議していくことになる。

6ページの会議の進め方については、主な審議事項は「子ども・子育て支援事業計画」の策定、その他新制度の施行準備に当たり西条市が決定すべき重要事項等について審議をしていただく。

進め方としては、事務局において作成した素案・調整案等を提示し、会議でいただいた意見が反映するよう修正を行う。

次に今後のスケジュールについては、本日の会議でのご意見を踏まえて、来週中にはニーズ調査の発送、12月上旬に回収、その後、ニーズ調査結果の集計、12月末には県への速報という運びとなる。

年明け後は、教育・保育活動団体等への調査等を行い、3月末までにニーズ調査結果報告書の作成ということになるので、その間、年度内に1回か2回の「子ども・子育て会議」開催を予定している。

平成26年度には、ニーズ調査結果を基に、「子ども・子育て会議」を随時開催 し、9月をめどに事業計画案を取りまとめる。10月からは「事業計画」に対応 した準備作業・市の体制整備を行い、その後、パブリックコメント・議会報告・ 市民への広報を行い、最終的には平成26年度末をもって事業計画案を県に提出し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度によるサービスの開始となる。

○ 菅野会長 事務局から説明があったが、本件について質問や意見はないか。 なければ次の議題に移る。

(2) 子ども・子育て支援新制度の概要について

ということになっている。

- 菅野会長 「子ども・子育て支援新制度の概要について」を議題とする。 事務局に説明を求める。
- 西川課長 「子ども・子育て支援新制度の概要について」説明申し上げる。 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業を総合的に推進する ため、平成24年8月、に子ども・子育て関連3法が公布された。

新制度は、子ども・子育て支援関連の制度及び財源を一元化して、新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ることを目的としている。

主な取り組みとしては、認定こども園・幼稚園・保育所などの「施設型給付」、小規模保育等の「地域型保育給付」という二つ給付制度の創設、そして地域子育て支援センター・放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」の充実、さらに幼保連携型認定こども園の改善等として、認可・指導監督の一本化、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けず政策的に促進、認定こども園の設置主体は国・自治体・学校法人・社会福祉法人のみで株式会社等の参入不可、認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化する、などである。

8ページの、新たな一元的システムとして、市町村は地域のニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定して給付や事業を実施する、社会全体で費用を負担するため「社会保障と税の一体改革」の中で財源を確保する、政府の推進体制及び財源を一元化する、子ども・子育て会議を設置する、

次に、給付・支援事業については、新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別される。「子ども・子育て支援給付」とは、認定こども園・幼稚園・保育所等に対する給付で、従来の財政措置とは異なり施設型給付費という形で市町村

村に請求することになる。地域型保育給付は、「小規模保育」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」を一体的に整備するもので、新制度のもとでは保育の質の確保を図るため客観的な認可基準が設けられ、市がその基準をもとに認可を行うことになる。

9ページ、「地域子ども・子育て支援事業」については、市町村が地域の実情に応じ独自に実施する各種事業が対象となり、新制度のもとでは「地域子ども・子育て支援事業」という大きな枠組みに含まれ、一体的な制度設計・運営が行われる。カッコ内に書かれている、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどの事業がこれに該当する。

次に、新制度における市町村の役割については、市町村は子ども・子育て関連 3法に基づく新制度の実施主体としての役割を担い、 そのために必要な権限と 責務を担うことになる。また、一番重要な役割として、国が定める「基本指針」 に基づき、子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、新制度の給付・事業 の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、給付及び事業を実施することとなる。

また、地域型保育事業者の認可に際し、市町村は市町村計画に基づき需要の状況確認を行い、また、認可施設・事業に対し、利用定員を定めたうえで給付の対象とすることを確認するとともに、適正な給付の維持のため指導監査を実施することになる。

次に10ページ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定については、市町村は対象期間を平成27~31年度とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定して給付及び事業を実施し、以降も5年ごとに策定することになる。

ニーズ調査については後ほど詳しく説明するが、事業計画策定に当たっては国の基本指針に基づくニーズ調査を今年度実施し、その結果等を踏まえて検討する。この基本指針については、別添の資料、「基本指針の概要」をご覧いただきたい。1ページに基本指針の法的位置付け、2から4ページに子ども・子育て支援事業計画のイメージを記載している。3ページの「市町村子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項として、区域の設定、幼児期の学校教育・保育、子育て支援事業に係る需要量の見込み、事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期、

幼保一元化を含む子ども・子育て支援推進方策などを記載することとされており、

合わせて仕事と家庭との両立等のワークライフバランスなどが任意的記載事項 となっている。

また、計画策定に当たっては、「子ども・子育て会議」を設置し、その意見を 反映させるよう取り組むこととされている。

- **菅野会長** 事務局から説明があったが、本件について質問や意見はないか。
- 木場委員 私たち幼稚園は、これから施設型給付を受けることになるのだと思うが、今までどおり県から補助金を受けたいという園があった場合はどうなるのか。
- 西川課長 幼稚園の場合は、新制度においても従前の私学助成等を受けることもできるようになっている。
- O **菅野会長** 他に質問や意見はないか。 なければ次の議題に移る。

(3) 西条市における子育て支援の現状について

- 菅野会長 「西条市における子育て支援の現状について」を議題とする。事務局に説明を求める。
- 西川課長 「西条市における子育て支援の現状について」申し上げる。

まず、人口の状況については、最近の20年間の推移では、西条地区は増加しているものの他の地区では減少しており、市域全体では約2.7パーセント、3,160人減少している。0~5歳の就学前人口では、さらに減少傾向が顕著となっており、西条市全体では平成2年以降に25パーセント近い減少となっている。12ページの6~11歳の小学生人口も就学前人口と同様の状況にあり、市域全体で平成2年以降にその数は約30パーセントも減少している。これらが示すとおり、全人口に対する15歳未満の人口比率は、この20年間で18.52パーセントから13.68パーセントと約5ポイント低下しているが、そうした中でも近年の西条市における出生者数は、年間950~970人程度で推移している。

続いて13ページ、保育・教育の状況については、ここ近年、保育所への保育ニーズが増大しており、平成24年度の入所人員は22年度と比べると136人増加。 平成24年度に定員を増加したにも関わらず、ここ近年はずっと定員オーバーの状況となっている。

一方、14ページの幼稚園への入園児童数は、ここ数年は1,200人程度で推移 している状況となっている。また、小学校は年々減少傾向にあり、中学校はここ 数年はあまり増減なく推移している。

16ページの認可外保育施設では、西条市内には病院が運営している事業所内保育施設が3施設、その他、個人・株式会社等が運営している認可外保育所が4施設あり、120名余りが入所している。

17ページの特別保育等の状況については、現在、市内の保育所で行っている特別保育は、延長保育が14園、一時保育が5園、休日保育が2園、子育て支援センターが5園となっており、土曜午後保育、障害児保育は全園で行っている。18・19ページには、その利用状況等を掲載している。延長保育については、保育ニーズに合わせた実施保育所数の増に伴い、利用人数がここ数年、大きく増加している。休日保育は減少傾向、障害時保育は発達障害などの支援を要する児童が増加傾向にある。地域子育て支援センターは、一定の推移で多くの方に利用されている。乳幼児健康支援デイサービス事業(病児・病後児保育)は、村上記念病院と市立周桑病院の2か所で実施されており、インフルエンザ等の流行により、年度によって利用人数の増減はあるものの、一定の利用人数で推移している。

20ページの放課後児童クラブ利用状況については、現在、全小学校区に放課後児童クラブが設置され多くの児童が利用している。現在は原則として1年生から3年生までの利用となっており、利用人数は年度によって増減があるもののほぼ一定の状況で推移している。

21ページの放課後子ども教室は現在12か所で実施しており、児童館については、年度によって利用人数に増減があるものの、ほぼ一定の状況で推移している。

22ページのファミリー・サポート・センター事業については、会員数は毎年増加しているが、平成23年度には活動の多かった会員等の脱退があり、活動状況が大きく減少している。現在は、活動の充実を図るべく努めているところである。利用内容については、「保育所及び幼稚園の迎え」、「保育所及び幼稚園の帰宅後の預かり」、「子どもの習い事等の場合の援助」、「保育所・学校等休み時の援助」等が多くなっている。

23 ページの西条市次世代育成支援対策推進計画の進捗状況については、平成 26 年度の目標値に未だ達していない事業が、一時預かり事業(一時保育)、地域 子育て支援拠点事業(子育て支援センター)、放課後子ども教室となっている。 一時保育については現在、丹原・小松両地区にはなく、地域子育て支援センター は実施箇所数は県下でも多いほうであるが、西条南中・西条西中・東予西中・河 北中・丹原東中校区になく、放課後子ども教室は丹原地区にない。

また、他の事業の課題として、ファミリー・サポート・センターでは、病児・病後児の預かりを実施していない。放課後児童クラブは、原則4年生以上の生徒の利用ができない。病児・病後児保は、実施箇所数は県下で最も多いが、利用希望が多く現施設の定員では対応できないこともあり、さらに利用しやすい制度になるよう検討が必要でないかと考えているところである。

- **菅野会長** 事務局から説明があったが、本件について質問や意見はないか。
- 木場委員 文部科学省の要請によって、私立幼稚園でも預かり保育を実施している園は多くあると思うが、それがこの資料には反映されていないがどうか。
- 西川課長 私立幼稚園の預かり保育の資料については、教育委員会で把握できていない部分があり申し訳ない。
- O **菅野会長** 他に質問や意見はないか。 なければ次の議題に移る。

(4) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査について

○ 菅野会長 「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査について」を 議題とする。

事務局に説明を求める。

O 西川課長 「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査について」申 し上げる。

先ほども申し上げたが、新たな子ども・子育て支援制度のもとでは、市町村は、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に給付・事業を実施することとされている。ニーズ調査は、「子ども・子育て支援事業計画」で確保を図るべき、教育・保育・子育て支援の「ニーズ量の見込み」を算出するため、西条市における子育て環境や子育てに関する意識などを把握し、今後の取り組みの基礎資料を得ることを目的とするものである。

調査対象は、市内全域の就学前児童 2,000 人、小学生(全学年)1,000 人が対象で、抽出方法は住民基本台帳より年齢配分・小学校区ごとの地区配分を勘案した無作為抽出で行い、調査の方法は郵送により配布・回収し、調査対象児童について保護者が回答するという方法で行う予定としている。

実施時期は、本日の「子ども・子育て会議」でご意見等を伺い、調査内容を確定したうえで調査票を発送し、12月上旬(できれば12月4日)までに回収したいと考えている。その後、12月末までに集計結果の速報を県に報告、平成26年3月末までに調査結果の分析・調査結果報告書作成との運びとなる。

調査表は、お手元配布のとおり就学前児童調査票と小学生調査票の2つに分かれており、基本的には国が新制度の趣旨や基本指針を基に示したニーズ調査票を基に、西条市の独自の質問を追加して作成している。独自項目は24ページに示している7項目であり、就学前の調査票の大枠の質問項目は、「1. 住んでいる地域、2. 家族の状況、3. 子育て環境、4. 保護者の就労状況、5. 定期的な教育・保育事業の利用状況、6、地域の子育て支援事業の利用状況、7土曜や休日、長期休暇中の教育・保育事業の利用状況、8. 子どもの病気時の対応、9. 子どもの一時預かり等の利用状況、10. 小学校就学後の放課後の過ごし方、11. 育児休業や短時間勤務などの職場との両立支援制度について」の計11の調査項目となっている。

また、小学生調査票については、就学前児童だけに該当する「定期的な教育・保育事業の利用状況」、「土曜や休日、長期休暇中の教育・保育事業の利用状況」の項目を除き、合計9の調査項目となっている。

なお、ニーズ調査については既に入札を行い、本日同席している「いよぎん地域経済研究センター」と業務委託契約を締結し、調査業務を行うこととしている。 ご覧のとおり質問が多岐にわたるとともに質問事項も多く、調査期間も限られているが、ご意見等があればよろしくお願いする。

- 菅野会長 事務局から説明があったが、本件について質問や意見はないか。
- 河本委員 多岐にわたる内容の調査票となっているが、回収率をどの程度に考えているのか。どの程度を期待しているのか。
- 西川課長 近隣市町とも、おおむね50パーセントから60パーセント程度を想定している。
- 〇 河本委員 そんなに回収できるのか。
- 西川課長 半分近くは回収できるものと考えている。

就学前とか小学生など、子育て当事者である保護者に回答をいただくものであり、返信用封筒も同封するなど回答しやすいように努めており、いずれの市町村とも50パーセント程度を見込んでいる状況である。

○ 矢野委員 小学生用の調査票に「保護者の就労状況」に関する設問があるが、両親の就労状況を勘案して調査対象者を選別することはしないのか。

両親が働いている家庭では児童クラブの利用の利用希望があるなど、母親が専業主婦の場合と共稼ぎの家庭の場合ではニーズが違ってくると思うがどうか。

O 西川課長 家庭の状況に関係なく無作為抽出し調査票を送付することとしている。

専業主婦の方が児童クラブを必要としないというのも、一つの回答として集計する。子育て支援サービスを利用する人だけを対象とした調査ではなく、利用していない人の状況を把握するというのも調査の目的である。

- **高橋委員** 就学前の児童の人口が約 5,600 人、小学生が約 6,300 人ということだが、調査票の送付数の就学前児童 2,000 人、小学生 1,000 人という数字に理由はあるのか。
- 西川課長 できるだけ多く抽出すれば相応の成果が期待されると思うが、こうした調査については、何千単位で抽出すれば概ねの調査結果が把握できるということが言われており、いずれの市町村においても2,000~3,000件、多くても4,000件程度までとなっている。
- **高橋委員** 小学生 1,000 人に送付して回収率 50 パーセントだと回答は 500 件に なる。回収件数が 1,000 件に達するよう送付した方が良いのではないか。
- 西川課長 送付数は多ければ多いほど良いとは思うが、国は今回の調査について、 就学前児童を対象としていればそれで良いということであった。しかしながら当 市では、小学生についても対象としてさらに実施しようと考えているものである。 この数を多いか少ないかとは議論の分かれるところであろうが、小学生を対象と した調査を実施していない市町村もあることを踏まえて理解いただきたい。
- 髙橋委員 中学生は対象としないのか。
- 西川課長 中学生については、かなり大都市でないと実施しているところはない。 基本的には、就学前児童を中心に実施する調査なので、中学生までを対象とする 市町村はあまりない状況である。
- **菅野会長** 他に意見や質問がなければ、本件について承認される方の挙手を求める。

(賛成者举手)

○ 菅野会長 挙手多数である。よって本件は承認いただいたものと認める。

(5) その他

- **菅野会長** 以上で本日予定の協議題の審議は終了したが、委員から何かないか。
- 木場委員 次回から、会議を昼間に開催することはできないか。
- 西川課長 本会議の委員には昼間働いておられる方にも多く就任いただいている。そうしたことから、夜間の方が好都合かと考えこの時間に開催させていただいた。皆さんが昼間でも構わないということであれば、昼に開催することも問題はない。委員の皆さんのご都合を諮っていただいたらと思う。
- 菅野会長 昼間の開催の方が都合がよいという方の挙手を求める。 (「昼間は仕事をしており参加できない」と呼ぶ者あり)
- 菅野会長 多くの方が参加できるようにということで、次回も夜の開催といたしたい。
- 髙橋委員 次回の開催日はいつごろ決定するのか。
- 菅野会長 第2回西条市子ども・子育て会議については、先ほど事務局から説明 のあったニーズ調査の発送・回収・集計の状況を見ながら、私の方で事務局と協 議し、開催時期を決定したいと思うのでよろしくお願いする。
- 西川課長 いずれにしても、調査の集計は年内いっぱいかかるので、新年が明けてなるべく早い時期にご案内をさせていただきたい。
- 菅野会長 それでは、以上で本日の議長の任を解かせていただく。 皆さんのご協力に感謝を申し上げる。

閉会

午後 8時11分 閉 会